笠松町立笠松小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
平成29年4月1日一部改定
平成29年12月1日一部改定
平成31年４月１日一部改定
令和3年4月1日一部改定
令和4年4月1日一部改定
令和5年4月1日一部改定

はじめに

ここに定める「笠松町立笠松小学校いじめ防止基本方針」は，平成 25 年 6 月 28 日公布，平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」の第 13 条を踏まえ，本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。さらに平成２９年８月２２日付けで改訂された「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」，令和４年１２月６日付けで改訂された「生徒指導提要」に合わせて，改訂をしている。

１ いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第 2 条1項 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 法：第9条1項 保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて，以下の認識に基づき，いじめの防止等に当たる。

・「いじめは，人間として絶対に許されない」
・「いじめは，どの学校でも，どの子にも起こり得る」
・「いじめは，見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

・学校は，児童の心身の安全・安心を最優先に，危機感をもって未然防止，早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い，児童を守る。
・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を，教育活動全体を通じて，児童一人一人に徹底する。
・「いじめをしない，させない，許さない学級・学校づくり」を進め，児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
・教職員は，ささいな兆候や懸念，児童からの訴えを，抱え込まずに，又は対応不要であると個人で判断せ

ずに，直ちに全て当該組織に報告・相談する。

・いじめが解消したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行い，保護者と連携を図りながら見届ける。

２ いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり

・全ての児童が，主体的に活動したり，互いに認め合ったりする中で，「分かった，できた」という達成感を味わえるよう，教科指導を充実する。

・全ての児童が大切な学級の一員であり，一人一人が仲間と関わり，自己存在感を味わいながら，望ましい人間関係をつくることができるよう，よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。

・いじめや暴力，差別や偏見等を見逃さず，学級活動はもとより朝の会・帰りの会等でも適時取り上げ，児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

・教育活動全体を通じて，全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて，具体的な場面で繰り返し指導する。

・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

・様々な人と関わり合って社会性を育み，他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう，一人一鉢や花壇での栽培活動，ウサギやカブトムシの飼育活動などの自然や生き物との触れ合いや，幅広い世代との交流，ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

・教育活動全体を通じて，児童一人一人に命を大切にする心，他を思いやる心，自律の心，確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

・誰もが差別や偏見を許さず，互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し，人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（3）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

・教育活動全体を通じて，以下の３点を留意した指導を充実する。

① 児童に自己存在感を与える

② 共感的な人間関係を育成する

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通話型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について，教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また，スマートフォンや通話型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について，児童会が計画・運営する児童間の話し合いや保護者や地域の方も交えた交流会等，自治的な活動を充実する。

３ いじめの早期発見・早期対応

（1）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

・いじめ等の問題行動の未然防止，早期発見・早期対応ができるよう，日常的な声かけ，チェックシートの

活用，定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等，多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに，変化を多面的に分析し，対応に生かす。

・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し，「いじめ未然防止・対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で各学校の状況等を確認し，対策を検討する。

・学級担任や教科担任，養護教諭等全教職員が，些細なサインも見逃さない，きめ細かい情報交換を日常的に行い，いじめの認知に関する意識を高めるとともに，スクールカウンセラーやスマイル笠松の指導員と連携し，協力体制を整える。

(2)教育相談の充実

・教職員は，受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に，教育相談を進める。特に，問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう，児童に接する時間を多くし日頃から児童理解に努める。

・問題発生時においては，「大丈夫だろう」と安易に考えず，早期に対応できるよう，危機意識をもって児童の相談に当たる。

・児童の変化に組織的に対応ができるようにするため，生徒指導主事や教育相談主任を中心に，担任，養護教諭，校内の全職員，スクールカウンセラー，スマイル笠松の指導員，民生児童委員等，それぞれの役割を相互理解した上で協力し，保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと，必要に応じて適宜職員研修を行い，「いじめ防止　これだけは！」「教育相談　これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり，対応マニュアルを見直したりする。また，一人一人の教職員が，早期発見・早期対応はもちろん，未然防止に取り組むことができるよう，hyper-QU 研修会や人権研修会など校内研修を充実する。

・いじめの事案があった際には，その事案から生きた教訓を学ぶなど，教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

・いじめの事実が確認された際には，いじめた側，いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い，指導を親身になって行う。その指導の中で，いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。また，保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり，児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携といじめの情報交流

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず，その解決のために，日頃から教育委員会や警察，子ども相談センター，スマイル笠松，民生児童委員，学校運営協議会等とのネットワークを大切に，早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い，問題の解決と未然防止を図るように努める。

・事実関係の把握，いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要である。当該組織が情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，教職員は，ささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，抱え込まずに，又は対応不要であると個人で判断せずに，直ちにすべて当該組織に報告・相談する。

・学校として，学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において，いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ・どこで・誰が・何を・どのように・対応した内容等）を明確に定めておく必要がある。

・重大ないじめ事案及びこれに発展する恐れが高い事案については，直ちに警察に通報するとともに，警察との連携の下，いじめられている生徒の安全の確保のために必要な措置を行い，事案の更なる深刻化を防ぐ。

・インターネット上の誹謗中傷等については，保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに，状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4　いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第２２条
　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実行的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談主任，養護教諭　等
学校職員以外：学校運営協議会（保護者代表，町内会長，青少年育成推進委員，民生児童委員，人権擁護委員，学校支援コーディネーター），スクールカウンセラー，子どもサポートセンタースマイル笠松相談員，学識経験者等

5　いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
４月	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより，ウェブページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） ・PTA 総会で「方針」説明 ・学校運営協議会（「方針」説明） ※校内関係者のみによる校内委員会は４月当初から随時実施	「方針」の説明
５月	・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ・心のアンケート（にこにこアンケート（記名式））の実施，教育相談の実施	
６月	・前期 hyper-QU アンケートの実施 ・いじめアンケート（無記名式）の実施，教育相談の実施	
７月	・第１回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第１回県いじめ調査
８月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会・hyper-QU） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（Ｉ期の取組の評価） ・学校運営協議会（Ｉ期の取組の評価）	夏季休業中の指導
９月	・心のアンケート（にこにこアンケート（記名式））の実施，教育相談の実施 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ウェブページ等による取組経過等の報告	
１０月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	

	・学校運営協議会（Ⅱ期の取組の評価）	
１１月	・後期 hyper-QU アンケートの実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童向けネットいじめ研修②	
１２月	・心のアンケート（にこにこアンケート（記名式））の実施，教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（児童会でのいじめ防止対策の発表） ・第２回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会（Ⅲ期の取組の評価）	冬季休業中の指導 第２回県いじめ調査
１月	・いじめアンケート（無記名式）の実施，教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
２月	・心のアンケート（にこにこアンケート（記名式））の実施，教育相談の実施 ・児童会の取組のまとめ ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案）	
３月	・第２回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（１年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・学校運営協議会（Ⅳ期の取組の評価）	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引継

６　いじめ問題発生時の対応

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら，速やかに情報共有し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。

・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。

・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら児童への指導に当たる。

・保護者の連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた児童に対しては，保護者と連携しつつ児童を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

① いじめの訴え，情報，兆候の察知

② 管理職等への報告と対応方針の決定

③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に，保護者の協力を得ながら，背景も十分に聞き取る）

④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえたうえで指導する）

⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）

⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告，警察や子どもセンター等との連携）

⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては，以下の対応を行う。

【主な対応】

・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため，教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たる。

・上記調査を行った場合は，調査結果について，教育委員会へ報告するとともに，いじめを受けた児童及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

（３）いじめの解消の判断

【①いじめに係る行為が止んでいること】

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは，少なくとも３ヶ月以上の期間継続していること。

・ただし，いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，より長期の期間を設定する。

【②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと】

・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・いじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。

「解消している状態」に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該いじめの被害児童及び加害児童については，日常的に注意深く観察する。

７　学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の２点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

①　いじめの早期発見の取組に関すること

②　いじめの再発を防止するための取組に関すること

８　個人情報等の取扱い

〇個人調査（アンケート等）について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は，重大事態の調査組織においても，アンケート調査等が資料として重要となることから，アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし，アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は，指導要録との並びで保存期間を５年間保存する。

９　特に配慮が必要な児童についての対応

〇発達障がいを含む，障がいのある児童がかかわるいじめについては，教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

〇海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがないよう，教職員，児童，保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。

〇性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため，性同一性障がいや性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。

〇東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については，被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該児童に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。